

山形市感染症予防計画【概要版】



この計画の推進により、SDGsの達成に貢献することを目指します

I はじめに

1 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に関する様々な課題を踏まえ、感染症の発生予防とまん延防止の観点から感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、国の感染症予防基本指針及び山形県感染症予防計画に即して定める。

なお、本計画は感染症予防及びまん延防止等に関する基本的な方向性を定めたものであり、保健所における感染症対策の具体的方策は「健康危機対処計画」等に定めることとする。

予防計画と他の計画との関係性

		新型コロナウイルス等特措法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	業務継続計画 (BCP)	感染症予防基本指針 予防計画策定ガイドライン	地域保健基本指針 地域健康危機管理ガイドライン (感染症編)
山形県	行動計画	業務継続計画 (BCP)	予防計画	
山形市	行動計画	業務継続計画 (BCP)	予防計画	
山形市保健所	対応マニュアル	業務継続計画 (BCP)		健康危機対処計画

※破線内が本市該当部分
※上記のほか、学校及び各施設等においては、国からの通知やガイドライン等を参考に
対応マニュアルの作成や見直しを図る。

3 計画期間及び進捗管理

令和6年4月1日～令和12年3月31日（6年間）

感染症法に基づき、県が設置する山形県感染症対策連携協議会を通じて本計画について協議し、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗管理を行う。

また、PDCAサイクルに基づく改善を図りながら、平時より関係者が一体となり、感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を進める。

II 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題（裏面）

III 山形市における感染症予防推進等の考え方

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| 1 感染症の予防と人権尊重の両立を基本とした 情報管理 | 4 感染症予防を強化する 関係機関との連携 |
| 2 感染症対策の強化に向けた 全庁的な組織連携 | 5 円滑な感染症対応に向けた 保健所体制の整備 |
| 3 市民が安心して療養するための 医療機関との連携 | 6 感染症対策推進に向けた 人材の確保と養成 |

※山形市の新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題から、山形市における感染症予防推進等の考え方を、国の基本指針に沿って示した。

IV 計画推進のための施策

	基本的な考え方	取組内容	数値目標
第1 感染症の発生予防	本市の感染拡大の特徴であった家庭内・親族間の感染の予防等正しい知識の普及啓発を図る。また、予防接種や健康診断の実施等の施策を推進していく。	・感染症発生の動向把握 ・予防接種の推進 ・結核に係る定期健康診断の実施 ・関係各部門及び関係機関等との連携	—
第2 感染症のまん延防止	感染症のまん延防止対策にあたり、患者の人権を尊重し、健康危機管理の視点で迅速かつ適切な対応に留意し、市民一人ひとりの予防や早期治療の積み重ねにより社会全体へのまん延防止を図る。	・対人措置（患者等への対応） ・積極的疫学調査の実施 ・感染症の診察に関する協議会の開催 ・消毒その他の措置 ・指定感染症への対応 ・新感染症への対応 ・関係各部門及び関係機関等との連携	—
第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査	感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査は、県衛生研究所や関係機関と連携を図りながら適切に実施する。	・情報の収集及び調査の推進 ・関係機関等との連携	—
第4 病原体等の検査実施体制及び検査能力向上	検査は県衛生研究所、感染症指定医療機関等、その他必要に応じて民間検査機関等で行う。県衛生研究所等と病原体等の検査体制について連携を図る。	・市における方策 行政検査、検査機関等との連携 ・総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための検査体制の構築 ・関係機関及び関係団体との連携	【検査実施能力】 流行初期 64件/日 (県衛生研究所) 流行初期以降 1,000件/日 (外部検査機関)
第5 感染症患者の移送体制確保	患者の移送について、平時から市消防本部と連携するとともに、民間業者への業務委託等を検討する。また、必要に応じて保健所に患者搬送車等の配置を行うなど体制を整備する。	・感染症患者の移送のための体制の確保の方策 役割分担、業務執行体制の整備、最新情報の共有、移送体制の確保 ・関係機関及び関係団体との連携	—
第6 宿泊療養施設の確保	自宅療養者の家庭内感染や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、宿泊療養施設の体制整備について県と連携を図る。	・宿泊療養施設の確保の方策 ・宿泊療養施設の運営体制の構築	—
第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	体調悪化時に、適切な医療につなげることができるよう健康観察の体制を整備する。あわせて、外出自粛者に対して生活上の支援を行う。また、施設内で感染のまん延を防止するための支援を強化する。	・外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 健康観察の実施、食料品等の支援、県等との連携、地域医療連携の強化、ICT活用 ・高齢者施設や障がい者施設等における療養環境の整備への支援	—
第8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上	感染症に携わる人材を確保するため、感染症対策や対応の役割を担うことができる人材の養成を推進する。	・人材の養成及び資質の向上 ・IHEAT要員の活用 ・関係機関の職員等に対する研修及び支援	【保健所職員等を対象とした研修・訓練の回数】 年1回以上
第9 感染症の予防に関する保健所の体制確保	感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等の整備、応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築を図る。	・感染症の発生予防及びまん延防止に関する保健所の体制確保 本市組織内での役割分担、人員体制や設備の整備、業務の効率化、IHEAT要員の確保、山形市保健所における対応計画の策定、統括保健師等の配置 ・関係機関等との連携	【流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数】87人 (内訳：事務職14人、専門職73人) 【即応可能なIHEAT要員の確保数】30人
第10 緊急時における対応	最新の知見を共有し、感染症の特性に応じた対応を行う。	・感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策 ・県等との連絡体制 ・緊急時における情報提供	—
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権尊重	適切な情報の公表や正しい知識の普及啓発を行う。患者の人権を尊重し、差別や偏見を受けることがないよう配慮する。	・市における方策 情報提供・相談、個人情報保護に関する指導、相談窓口の設置、患者等の人権尊重、研修の実施、障がい者への対応 ・普及啓発及び人権の尊重のためのその他の方策 届出に伴う対応、報道機関への情報提供 ・関係機関及び関係団体との連携	—
第12 その他感染症予防の推進に関する重要事項		・施設内感染の防止 ・災害防疫 ・外国人への対応 ・薬剤耐性対策 ・後遺症への対応	—

※下線部は、山形市の対応と課題から計画に反映した項目

II 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題

対応	市全体	<p>●感染拡大の防止に向けた全庁的体制の構築による迅速かつ適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「山形市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置により、全庁的な情報共有と迅速な意思決定を行うための体制を早期に構築し、いち早く感染拡大の抑制に努めた。 状況に応じて「庁内プロジェクトチーム」を設置し、マスク・消毒液対策やPCR検査対策等、感染拡大の防止に向けた組織横断的な連携と迅速な意思決定のもと、柔軟に対応できた。 市医師会、山形大学医学部、県看護協会、市薬剤師会をはじめとする医療機関等から最大限の協力を得て、コロナ対応に市を挙げて取り組むことができた。 「緊急事態宣言」等の発令や感染拡大の状況に合わせて、国や県と連動しながら市独自の制度や事業等を実施し、感染予防と経済活動の両立を図ることができた。 市保健所の専門的知見による判断のもと、イベントの中止や市有施設の使用制限、学校の休校等を迅速かつ適切に決定したことで感染拡大の抑制を図ることができた。 <p>●市民生活の安定や市民の不安軽減等に向けた感染予防・経済活動両立支援などの各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染リスクが高い各種施設（介護施設・保育施設等）や感染すると重症化リスクが高い市民等（妊婦等）に対して、マスクや消毒液等を配布し、衛生用品等に不足が生じた時期等において対応することができた。 積極的な記者会見の開催や広報誌、ホームページ、SNS等による周知啓発等、様々な機会や広報媒体を活用し、市民等に正確で分かりやすい情報を迅速、かつ継続的に提供した。 企業との協定によるPCR検査センターを設置し、市民が安心して検査を受けられる機会の確保や環境整備を行った。 休業要請に応じた飲食店等に対する家賃補助、飲食店の従業員に対する無料のPCR検査、新型コロナウイルス感染防止対策宣言店PR事業を行うことで、店舗の事業継続と市民が安心して飲食店を利用できる環境整備を図った。 <p>●新型コロナウイルスワクチンの接種率の向上に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを設置し、組織横断的な情報共有と連携を図りながら、ワクチン接種の体制構築や実施の意思決定を行い、接種の取組を進めたことにより、新型コロナウイルスワクチンの確保に繋がった。 市医師会、山形大学医学部、県看護協会、市薬剤師会等との連携により、大規模集団接種や個別接種等の接種体制を早期に確立できたことが、主要都市においてワクチン接種率日本一となる成果に繋がった。 電話予約に対応するコールセンターの設置やLINE・WEB予約のための操作サポートなど、予約体制を工夫するとともに、大規模集団接種会場への無料送迎バスの運行等、市民目線に立った施策に取り組んだことが、ワクチン接種率の向上につながった。
対応	保健所	<p>●保健所が有する情報や知見、ネットワークの活用による各種取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針に基づき、度重なる変更にも柔軟に対応し、山形市の状況に合わせた感染症対策を実施できた。 本市における感染状況の調査結果を勘案しながら、情報発信等を実施したことで市民の不安軽減に繋がった。 検査業務を早期から外部検査機関に業務委託したことにより、感染拡大時においても円滑に検査を実施でき、感染者の早期発見に繋がった。 県看護協会等の協力により外部人材を活用することで、感染拡大時も積極的疫学調査や健康観察等の業務を継続することができた。 クラスターが発生した際、集団の特徴に応じた対策を講じ、早期収束に繋げることができた。 保健所のシンクタンク機能を活用し、健康観察等のデータ分析を行ったことで、家庭内・親族間の感染が本市における感染拡大の一因であることが明らかとなり、今後の感染対策を検討する上での示唆を得ることができた。 <p>●適切な情報発信と、感染しても安心して療養できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新しい生活様式」を周知し感染予防の徹底を図るために、ホームページ、SNS等で情報を発信するとともに、患者等への差別や偏見を生じさせないための情報も発信することができた。 感染者の入院や受診のため、県の受入調整本部と連携し受入先を調整したことで、確実に医療機関に繋ぐことができた。 コールセンターの設置や自宅療養者の食料支援、宿泊療養施設の設置等、県が実施した対策を、県と連携し実施できた。
課題	市全体	<p>●国・県をはじめとする他関係機関との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が使用する施設（学校、公民館、コミュニティセンター等）における使用制限や制限解除については、国からの通知の後に県での対応が決定され、その後市へ情報提供される状況であった。特に休校措置等については至急の対応が必要であったことから、休校や施設の休館及び制限解除等に係る対応を行うためには、県との所管部署の事前の情報共有や打合せが必要であった。 <p>●全庁的な感染症対応に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな感染症が発生した場合、関係部署（指定管理施設、学校、福祉施設、子育て関連施設等を含む）に基本的な感染症対策を速やかに伝えられるよう、保健所等が中心となり、事前に情報共有を図ったり対応マニュアル等を定めておいたりする必要がある。 新型コロナウイルス感染症に関する対応体制の確保計画については、関係部署間で事前協議がなされないまま本部長会議で決定されたため、作成段階で全庁的な調整を図るべきだった。 <p>●平時における対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな感染症が発生した際に、まん延防止に向けた取組が実施できるような体制が整っていなかったことから、平時から感染症に関する情報や知識を周知するとともに、感染症の流行段階に合わせた業務・人員体制等の構築を行う等、感染症対策の強化を図る必要がある。
課題	保健所	<p>●不安軽減に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページやSNS等を用いた周知は、活用していない一部の市民に対しては届かないことがあるため、年齢層も考慮し、様々な周知方法を工夫しながら、迅速に情報発信する必要がある。 障がい者や外国人等の特性に合わせた周知方法を工夫する必要があった。 情報は市民に不安を与える場合があるため、保健所は、科学的根拠に基づいた正確な情報を発信する必要がある。 <p>●感染症に対する正しい知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育・高齢者・障がい者等施設、学校等において、クラスターが多数発生した状況を踏まえ、各施設における感染拡大の防止に向け、感染症に対する正しい知識の普及と対策を講じる必要がある。 市民データの分析結果より、家庭内・親族間の感染の割合が高いことが明らかとなったため、まん延が生じないように対策を講じる必要がある。 <p>●円滑な感染症対応に向けた業務体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 指揮命令系統が確立していなかったため、様々な業務において責任者となる職員を中心とした調整がうまく機能しなかった。 応援職員の受入体制が整っていなかったため、業務を効率的に進めることができなかった。 国のシステム（HER-SYS）による健康観察は、役割分担の不明確さにより、有効活用できなかった。 業務スペースを確保できず、分散して作業に従事することになったため、業務内容や情報の共有に時間を要した。 救急搬送は、医療機関の受入調整に時間がかかり、消防や保健所の業務が停滞することに繋がった。 度重なる国の対応方針の変更等により、保健所職員間で最新の情報をタイムリに共有できなかった。 施設や学校等を所管する部署等との情報伝達や対応策の検討等に不明瞭な部分があり、保健所内に相談が集中したこと等から、平時から業務体制等を構築しておく必要がある。 保健所設置後間もない時期での対応となり、大規模な感染症の発生についての経験がなく、専門的な判断に時間を要し、業務が遅延した。

○山形市感染症予防計画への反映項目

		平時からの対応	有事の対応
連携	情報管理	<p>●情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生動向や市民データ等を収集し、本市の実情を分析 <p>●普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体と機会を活用した知識の普及 障がい者や外国人等の特性に合わせた周知 家庭内・親族間の感染の対策方法について広く市民に周知 <p>●リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 有事に備え、常に最新の情報を共有できる体制構築 	<p>●普及啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染状況の変化や本市の実情に応じ、正確かつタイムリーな情報の周知徹底 患者等に対する誤解や偏見、差別、風評被害を防止 <p>●相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診相談や健康相談、ワクチン接種に関する相談等に対応する窓口の設置
	庁内組織	<p>●役割・業務体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部署との担当役割の明確化 感染拡大に備えた人員体制の整備 感染拡大に備えた衛生用品等の管理 	<p>●発生状況に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する最新の情報や通知を全庁的に共有し、各部署が必要な情報の発信、対応を実施
	医療機関	<p>●役割・業務体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の適切な届出による感染症発生動向調査の実施 最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報提供 外出自粛対象者の健康観察や相談、受診体制の整備 施設の協力医療機関との役割分担による地域医療体制の構築 医療機関の受入体制の情報共有 	<p>●発生状況に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の知見を共有の上、感染症の特性に応じた対応
保健所体制	関係機関	<p>●役割・業務体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設や保育施設等への研修を通じた、感染症発生時に対応できる人材の養成 施設等の感染対策マニュアルの作成により有事に対応できる体制構築の支援 有事の検査や移送等を想定した外部機関への業務委託に向けた体制整備 消防本部との安全な移送体制確保のための役割分担 	<p>●発生状況に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新の知見を共有の上、感染症の特性に応じた対応 クラスターが発生した施設等へ、発生状況に応じた支援の実施
	保健所体制	<p>●組織体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 統括保健師等の配置等による、業務横断的な調整の確立 組織内の役割分担と応援職員等の受援体制整備 <p>●業務体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルの整備 ICT活用に向けた人員配置とシステム構築 感染拡大に備えた人員体制の整備 有事を想定した実践的な訓練の実施 	<p>●発生状況に応じた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務量に応じた職員の配置、応援職員の受入 ICT活用、外部委託を含めた業務の効率化 職員のメンタルヘルスと勤務体制の管理 情報のタイムリーな収集・共有
	人材の確保と養成	<p>●想定される業務に対応できる人員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁内各部署からの応援体制整備 IHEAT要員を含む看護職等外部人材の確保 <p>●感染症対策に精通した人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所職員等の研修参加による専門性の向上 感染症対策の中核を担う人材の養成 感染症に関する知識を習得した者を通じた知識の伝達 	<p>●人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の中核を担う人材を中心的な役割として据えた業務の実施 業務マニュアルに沿った業務の遂行 職種専門性を活かした業務配置